

議 長 休憩を解いて再開します。 (13時00分)

受付番号第3号、南雲まさ子君の一般質問を許します。登壇願います。

7 番 南 雲 議長のお許しを頂きましたので、一般質問をさせていただきます。受付番号第3号、質問議員、第7番 南雲まさ子。件名、町民の安心・安全のために。

要旨。(1) コロナ禍で町民の衛生意識が高まっている中、不特定多数の方が触れる図書館の本を、安心して読める環境を整えるために、図書除菌機を図書館に導入するお考えについて伺います。

(2) 環境省は「災害が起こったときに飼い主がペットと同行避難することが基本」としています。そこで、災害時に人とペットが、安心して避難生活を送ることができる体制の構築について伺います。よろしく願いいたします。

町 長 それでは、南雲議員の御質問に順次お答えをさせていただきます。

まず、1つ目の図書除菌機を図書館に導入することについてですが、図書館での感染対策としまして、安心して読める環境を整え、気持ちよく図書館を利用していただくために、新型コロナウイルス感染症が感染拡大する以前から、返却のときに汚れや異物の除去を行っております。また、貸出しから戻ってきた本につきましては、一定期間の隔離ということで、丸1日経過後、除菌効果のある洗浄液で表紙を拭いた後に書架に戻すというような運用を行っております。

今回の御質問につきましては、令和2年6月に開催されました議会定例会での一般質問において、図書除菌機を購入している事例等を調べ、有効性を確認するとともに、予算の順位などを考慮しながら検討してまいりたいというふうに答弁をした経過がございましたので、図書除菌機の導入につきましては調査を行ってまいりました。日本の図書館を代表する専門団体で全国組織であります日本図書館協会の見解では、新型コロナウイルスの対策として最も効果的なものは2点あり、1点目は、図書館利用前後の手洗い、手指消毒をすること。2点目は、返却図書の一一定時間の隔離をすることと示されておりました。また、図書除菌機のように紫外線を照射する方法は、本の劣化が進むこと、除菌効果ができると確認されるだけの紫外線量を照射することが現実的には難しいとい

う見解も示されておりました。近隣自治体では、大井町、山北町、開成町が導入されておりましたので、状況を伺ったところでもございます。

それらを参考に、現時点での本町の対応といたしましては、日本図書館協会の見解や、機器が高額であることを踏まえ、一度に数冊のみしか除菌できないこと、図書館利用について十分な感染予防対策を行い、図書館の本から感染したと思われる事例もないことなどに鑑み、図書除菌機を導入することについては、未定とさせていただきます。今後も図書館での感染予防対策につきましては、継続的に取り組み、安心して活用いただけるよう取り組んでまいりますので、御理解いただければ幸いです。

次に、2点目の御質問にお答えさせていただきます。災害時には、何より人命が優先されておりますが、ペットも家族の一員であると考えるのが当然の時代となっていると認識しております。ただし、避難所には、ペットを飼っている方もいない方もおり、様々な価値観を持つ人が共同生活をするようになるため、避難所でのペットとの共生ルールが必要でございます。東日本大震災では、避難所へペットとの同行避難を拒否され、ペットのために車で生活を行ったため、エコノミー症候群に陥ったり、放置したペットが逃げて住民に危害を及ぼした。また、ペットのために自宅にとどまり、飼い主が被災し命を落としたなどの様々な課題が浮き彫りになりました。

こういった中、町では、地震や風水害等の自然災害対策について、町及び関係機関が対応すべき事務について、総合的な指針を定めた松田町地域防災計画を策定し、地域と町民の生命、身体及び財産を自然災害から保護することを目的としております。この計画の中には、災害発生時のペットの管理、飼育、衛生の確保について明記しており、避難所でのペット対策や管理、逃げてしまった、あるいは飼育困難となってしまったペットの対応、餌の調達、飼い主の責務などについて定めております。また、より具体的かつ詳細な対応等を示した松田町ペット避難マニュアルを現在策定しており、現実的な対応について、専門家の方からの御意見を頂きながら調整しております。

なお、ペットとの避難での原則となるのが、ペットを家族と考えている人の

命を救うために、ペットの避難場所を提供するということになりますので、飼い主は、ふだんから避難所に同行避難するペットへの教育を行っておく必要があります。また、ほかの避難者に迷惑をかけないようにする飼い主の責務があります。今後は、ペット避難マニュアルにより、飼育者へのルールの周知を行ってまいります。また、自治会には、話合いや防災訓練を行う際のペットとの同行避難の実施をお願いし、避難所に避難できるよう、飼い主及びペットの教育を行うための専門家による講習会の開催などを行い、有事に備えてまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

7 番 南 雲 御答弁ありがとうございました。図書除菌機の導入は、令和2年6月定例会で平野議員が一般質問で取り上げられていて、前向きな御答弁でしたが、導入に至っていないため、再度質問させていただきました。導入に対しては未定ということですので、私のほうから少し述べさせていただきます。

姉妹町の横芝光町さんでは、コロナ禍になる前から図書除菌機が設置されています。本町の図書館司書の方に伺ったら、図書除菌機のパンフレットを見て、大きいのだと設置スペースが厳しいとのことでした。開成町の図書除菌機は、小型冷蔵庫ほどの大きさで、卓上に設置できると思います。御答弁に、一度に数冊のみの除菌しかできないとありましたけれども、大井町さんの図書除菌機を見させていただき、説明を受けました。利用者が本を借りるとき御自身が図書除菌機を操作するそうです。図書除菌機の前には、荷物を置ける台が置いてあり、設置スペースは必要だと思います。図書除菌機の金額を伺いましたが、開成町さんのは38万円弱、大井町さんは90万円弱で地方創生臨時交付金を使って導入されたとのことでした。近隣の図書館で設置してある中、気持ちよく図書館を御利用していただける効果もあると思いますので、前向きに御検討していただけることを要望いたします。

次に、2番目の質問に移らせていただきます。ペットは家族の一員としてお考えの方が多い中、ペットの同行避難体制の構築は喫緊の課題だと思います。町民の方から、テレビで「日本沈没」を見て、災害が起きたとき、犬と一緒に避難するにはどうしたらいいのかしらと思ったと相談がありました。昨年12月

定例会の私の一般質問の御答弁で、自主防災会の代表者で構成されている防災意見交換会でペットの件が上がったということでしたが、どのような内容だったのか、伺います。

総務課長 南雲議員の質問にお答えします。防災意見交換会でペットの同行避難のマニュアルの枠組みや内容について、自主防災会の委員の皆様にご説明をさせていただいて、一応防災時にこのような形でペットの同行避難のガイドライン的なものを示したところですね、枠組みについては御了解されて、あとはその内容としても特段問題はないんですが、ただ、専門的な見地から、犬の、ペットの専門家のほうにですね、見ていただいてですね、現在、調整をさせていただいているようなところでございます。防災意見交換会自体では、その内容についての反対等の意見はございませんで、おおむね了解されたというところでございます。以上です。

7番南雲 専門的な方に見ていただいてガイドラインを作られているということですので、これは本当に非常に大事なことになってくると思いますので、引き続き御対応をよろしく願いいたします。

平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、ペットの取扱いについて多くの問題が発生しました。これを受けて環境省では、平成25年6月に災害時におけるペットの救護対策ガイドラインを作成して、自治体が地域の状況に応じた独自の災害対策マニュアルや動物救護の体制を検討する際の参考となるよう示しました。さらに、28年4月に発生した熊本地震の課題対応のため、人とペットの災害対策ガイドラインとして、平成30年3月にガイドラインの改定を行っています。これを受けて、令和2年の6月定例会の唐澤議員の一般質問で、避難所におけるペットの対応マニュアルを作成するとの御答弁でした。松田町の地域防災計画に災害発生時のペットのことを取り上げられているとのことですが、私も読みましたけど、町民には何かちょっと伝わりにくいような感じがいたします。それで、ペットの対応マニュアルの作成の進捗状況と、完成はいつ頃を目途にされているかを伺います。

環境上下水道課長 今、総務課長のほうからもお話がありましたけど、総務課と環境上下水道課、

両方ですね、今このガイドラインについて作成をしておりますが、ほぼ完成形にはなっております。先ほどもお話しありましたとおり、専門の方ですね、ドッグランの代表の方にですね、お渡ししまして内容のチェックをお願いしておりますので、最終的な調整を行っている状況でございますので、あと少しでできるというふうに考えてはおります。以上です。

7 番 南 雲 完成に近づいているということで、よろしく御対応を引き続きお願いいたします。

このペットの対応マニュアル作成後になるとと思いますが、町民にペットの同行避難の方法の周知が大事なこととなりますが、周知はどのようにされていくか、お考えか伺います。

環境上下水道課長 今のですね、ガイドラインが出来上がった後ですね、一応町民にパブリックコメントを行いたいと思っております。その後、「広報まつだ」、ホームページ、あとは狂犬病の注射のときにですね、一般的には犬を飼っている方がいらっしゃると思いますので、そのときに周知を行いたいと考えております。以上です。

7 番 南 雲 今、広報とかでも周知されたいという御答弁でしたが、二宮町では令和3年9月に二宮町総合防災訓練とペット同行避難訓練を開催されました。開催の周知は8月号の二宮町の広報紙にそれぞれ1ページずつ掲載し、町民に開催を周知しました。ペットの同行避難訓練のページはとても読みやすく、ペットの飼い主の方は、この広報紙を見てペットの同行避難への理解が深まったと思います。また、先ほど、ペットの同行避難の情報をホームページに公開するということでしたが、このように広報紙や「広報まつだ」に掲載するとともに、「広報まつだ」に掲載する際には、特集みたいに1ページ使ったりして、町民に分かりやすく周知をされることが望ましいと思いますけれども、御見解を伺います。

環境上下水道課長 情報提供ありがとうございます。ぜひですね、その令和3年9月の二宮町の広報紙を勉強させていただくとともに、二宮町の担当の方とですね、連絡を取り合って、同じように、それ以上に分かりやすいものを作ってまいりたいと考えております。よろしく申し上げます。

7 番 南 雲 よろしく願いいたします。また、愛知県尾張旭市では、ペット防災手帳が市のホームページに公開されています。これは、ダウンロードができ、A4サイズの4分の1の大きさを8ページの冊子が出来上がります。内容は、飼い主とペットの情報、日頃からの備えと基本的なしつけ、災害が発生したときの対応、緊急時の連絡先、ペットのための持ち出し品リストが掲載されています。尾張旭市では、必要事項を書き込み、防災持ち出し品と一緒に保管しておくように案内しています。私もダウンロードして作りましたが、とても簡単にできます。経費もかからず、本町でも手元に置けるペット防災手帳を作成されたいかがでしょうか、伺います。

環境上下水道課長 防災手帳につきましては、先ほどお話ししましたペット同行避難ガイドラインの最終ページに防災手帳に似たようなものがございまして、そちらにペットの詳細情報を記入できる名簿のようなものがございます。こちらの活用につきましては、ペットと同行避難を行ったときに、あらかじめ記入していただいたものを持ってきていただき、それを避難所に提出いただき、管理をしたいと考えております。避難所でなかなか書いたりしている場もないし、避難所で書くものというのは統一されてないといけないということで、ガイドラインの最終ページにこの防災手帳と同じものが載っているということでお願いします。以上です。

7 番 南 雲 ガイドラインの裏側に記入するようなものを設けたということですが、また、手のひらに乗るような大きさの防災手帳ということも御検討の一つとして取り入れていただきたいと思います。

ペットとの同行避難には、飼い主の日頃からのしつけの心構えが必要であるとともに、行政としての啓発が非常に大事になってくると思います。小田原市では、台風19号のときに、ペットに関する苦情が寄せられたと伺っています。寒川町では、コロナ禍で現在は休止されていますが、毎年9月にペットの避難訓練を開催され、避難訓練の後、1時間ほど犬のしつけ教室を行っています。ペットの同行避難を開催することで、施設でのペットの受入れを実際に体験することができ、避難時に必要な物などを認識していただけるとともに、課題も

見えてくると思います。ペットのしつけ教室とペットの同行避難訓練の開催をお考えか、また、開催をお考えの場合、いつ頃開催できるのか、伺います。

総務課長 ペットと同行の避難訓練ということですが、先ほど、今、環境上下水道課長も申しましたように、安全防災担当室と環境上下水道課合同で今マニュアルのほうを作成しております。それが完成しましたら、まず初めに自主防災会です、皆様、防災意見交換会に出られている8自治会の皆様に同行避難の防災訓練について趣旨を御説明をさせていただきます、御賛同いただける自治会様を先にですね、一度ペットと同行の防災訓練をやりたいというふうに考えております。以上です。

7 番 南 雲 8自治会の方たちとまた検討していただいてということで、ある自治会長さんに、ちょっとすごい御自身も防災資格…何でしたっけ。（「防災士」の声あり）ごめんなさい、防災士ですね。防災士をお取りになっていて、その方はすごい熱心に自治会のこともやっつけらっしゃるということを知って、すごい心強いんですけども、ぜひこれを前向きに検討していただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

環境省では、地方獣医師会の役割として、自治体と連携して災害対策の協力や支援をしております。避難所生活が長期化した場合、ペットの健康や公衆衛生面の管理が必要となります。小田原市は、平成29年に、箱根町は平成31年に、南足柄市は令和2年に、開成町は令和3年に、いずれも3月になりますが、小田原獣医師会と協定を結んでいます。本町として獣医師会との協定を結ぶことについて、どのようにお考えか伺います。

環境上下水道課長 現在、獣医師会とは特に協定は結んでおりませんが、災害発生時にですね、町の担当だったり、NPO、ボランティアが獣医師会との調整を行うこととなります。具体的には、今後の会合にて決めることとなりますが、各自治会の巡回、飼育のアドバイス、ペットの健康などについてお願いすることになります。最終的には、協定を結ぶことにしたいというふうに考えてはおります。

7 番 南 雲 また、結ぶことによって、いろいろなことのアドバイスも頂けると思っておりますので、ぜひよろしく願いいたします。

災害時にペットの世話や感染症対策のため、避難所の収容人数も制約があるため、車中避難をする人が多くなると思われます。群馬県高崎市では、市内9か所の公共施設の駐車場を避難場所とされました。御自宅が土砂災害ハザードマップや洪水ハザードマップの警戒区域に指定されている方に、災害リスクの少ない公共施設の駐車場や町営臨時駐車場等を避難場所として開放することも必要になってくると思いますが、御見解を伺います。

総務課長 駐車場避難についてですけど、今現在、地域防災計画ではですね、避難所を最大で30か所指定させていただいております。基本的に避難所に来るには、徒歩で来ることを想定しておりまして、駐車場の駐車は、救援物資等の関係で、基本的には駐車はしない、禁止にしているような状態でございます。

ただ、今指定しているこの避難所の中では、駐車場避難に指定できる避難所は、駐車スペースの関係があつてなかなか難しいと考えておりますが、今、議員がおっしゃられた駐車場避難というのは、ペットを飼われている方にとっては、大変有効な手段の一つと考えておりますので、ただ、先ほど町長が答弁で申せられたとおり、東日本大などではエコノミー症候群になるくらいとかそういうのもありますので、そこら辺の諸課題等も検討しながらですね、今後、駐車場避難について検討していきたいという形で考えております。以上です。

7番南雲 今、御答弁の中にエコノミークラス症候群のお話がありましたが、こういうお話がございました。中越地震で救済活動をされ、避難生活の改善に取り組まれている新潟大学医学部教授の榛沢和彦先生の講演で次のように言われています。熊本地震では、エコー検査で車中避難の人の30%に血栓ができたそうです。早い場合は2時間半で血栓ができ、四、五時間で飛び、突然死に至るそうです。エコノミークラス症候群はふくらはぎから始まるそうです。ふくらはぎにできた血栓が血液に乗って肺に飛ぶのを防ぐのに、医療用の弾性ストッキングがとても効果があるそうです。そこで、自助として弾性ストッキングの備蓄を呼びかけていくとともに、町の備蓄品として弾性ストッキングを備蓄していくのはとても有効だと思いますが、御見解を伺います。

総務課長 ありがとうございます。今、血栓予防で弾性ストッキングが有効であるとい



うのを、すみません、私は勉強不足で今初めて知りました。今後、避難所です  
ね、活用等につきましてもいろいろな方策があり得ると思います。先ほど申  
しましたように、駐車場避難というのも新しいその手法の避難の一つなのかな  
という形で考えておりますので、それらを含めながら一緒に検討していけたら  
と思っております。以上でございます。

7 番 南 雲 今、種々御提案させていただきましたが、ペットと同行避難をするためには、  
ふだんからのペットのしつけと準備が必要となります。飼い主の方が準備不足  
で避難を諦めることのないように、ペットとの避難体制を早急に構築してい  
ただけるよう要望いたします。

最後に、町長にペットとの同行避難に対しての御見解を伺いたいと思います。

町 長 ありがとうございます。冒頭でも話をしたように、もうペット、いろんなペ  
ットがありますよね。猫もいますし、今は犬の話ばかりになっているような  
気がしますけど。やっぱりその方にとっては、もう家族の一員だというふうな  
状況もあります。その中で、やっぱり町としてもいろんな今事例をちょっと教  
えていただいたものはね、前向きに捉えつつ、ありますけども、何でもそう  
ですけどね、今は本当にペットというものに対するのがどこにどのぐらいいてど  
か、どうだとかというのをやっぱりしっかりと把握した上で、地域地域におい  
ての対応の仕方もあると思いますので、マニュアルという格好で総花的なのは  
よく作るんですけど、それをどう活用していくかというのは、エリアごと変わ  
ってくるかと思うんですね。ですので、今まさにおっしゃられたようなことは、  
もう家族の一員だと考えている方にとっては、大切なことだというふうに認識  
しておりますので、よくですね、パブリックコメントを取って、町民の話を聞  
いて、それで終わりみたいな形にしないでですね、常に今みたいな提案を頂き  
ながら、実情に合わせた格好で運営していきたいというふうに考えております。  
以上です。

7 番 南 雲 引き続き早急にマニュアルを完成していただくことを要望いたしまして、一  
般質問を終わりにいたします。

議 長 以上で、受付番号第3号、南雲まさ子君の一般質問を終わります。